



令和5年度 市・府民税の改正

●住宅ローン控除の適用期限の延長など 適用期限が4年延長(令和7年12月31日までに入居のかたが対 象)となりました。

住宅ローン控除限度額(網掛け部分が新しく適用)

	1	2	3
入居した 年月	平成21年1月 ~26年3月	平成26年4月 ~令和3年12月 (注1)	令和4年1月 ~7年12月 (注2・3)
控除限度額	A×5% (最高97,500円)	A×7% (最高136,500円)	A×5% (最高97,500円)

※表中のAは所得税の課税総所得金額等(課税総所得金額、課税 退職所得金額および課税山林所得金額の合計額)です。

(注1)住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率 が8%または10%の場合に限ります。

(注2)令和4年中に入居したかたのうち、住宅の対価の額または 費用の額に含まれる消費税等の税率が10%かつ一定期間内の住宅 の取得などに係る契約を締結した場合は、②の場合の控除限度額 と同じになります。

(注3)令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ 基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外となります。

住宅ローン控除の控除期間

	入居した年	控除期間
一定の省エネ基準を満たす 新築住宅など	令和4年~7年	13年
スの地がなけら	令和4年~5年	13年
その他新築住宅	令和6年~7年	10年
既存住宅	令和4年~7年	10年

確定申告はスマホからが おすすめです!

自動計算♪ 自動入力♪ 自宅から♪

入力方法は動画でチェック! こちらからアクセス→→→

問合せ先 岸和田税務署

☎072−438−1341



確定申告 動画

申



Œ

前

保健

祉合

庁

せ先

市 7

課 9

B

0

0 民

となどを 告年9週 こっぱ 1人の知1きなマ サ<u>*</u> (無 階がでは力ま渡へ保、が月せ渡 免め 自を記された へ持 へ 大

曜交付 でイナンバー 2問1場時日・合階所与時 2 月 5 ーカード日のあるかたへ 日 日 午

2・433・7094 の合せ先 市民課**☎**0のかた)、本人確認書類 正午、 0 覧ま 地 地 \mathcal{O} くた 区 区

問合せ先 課税課☎072-433-7250

●未成年者の年齢引き下げ

民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から1月1日 (賦課期日)時点で18歳以上のかたは、市・府民税の課税・非課税 の判定における未成年者には該当しないことになりました。

ただし、既婚者または婚姻歴があるかたは、18歳未満であって も未成年者とみなされません。

※未成年者は前年中の合計所得金額が135万円以下の場合は課税 されません。

未成年者の対象年齢

令和4年度まで	令和5年度から
	18歳未満 ※令和5年度の場合、平成17 (2005)年1月3日以降生まれ のかた

償却資産の申告 ---

事業用償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の所有 資産を申告してください。

期限 1月31日(火)

申告・問合せ先 課税課☎072-433-7253

固定資産税・都市計画税 第4期分

納期限 1月31日(火)

市税の納付は、銀行などの指定金融機関 郵便局・コンビニエンスストアでお願いします。 便利で確実な口座振替も随時受付しています。

問合せ先 納税課☎072-433-7260/7261

マイナンバーカードと健康保険証との 一体化に関する質問について

デジタル庁へ寄せられた質問・回答を抜粋し掲載します。 【質問】マイナンバーカードを健康保険証として使える医 療機関も少なく、従来の健康保険証よりも診療報酬が高く なると聞きましたが本当ですか。

【回答】保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダーな どの設置が進んでおり、令和5年4月からは、全ての医療 機関・薬局において、マイナンバーカードを保険証として 利用し受診ができるようになります。

マイナンバーカード保険証を利用した際の自己負担額は、 令和4年10月より改定されています。マイナンバーカード 保険証を利用したかたの費用負担が余計にかかるというこ とはなくなりました。

その他質問についてはデジタル庁ホーム ページ「よくある質問:健康保険証との一体 化に関する質問について」をご覧ください。 問合せ先 マイナンバー総合フリーダイヤル **☎**0120−95−0178



ホームページ

広告